

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案							現 行						
別表 補償基礎額表							別表 補償基礎額表						
医師、 歯科医 又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上 1 0 年 未満	1 0 年 以上 1 5 年 未満	1 5 年 以上 2 0 年 未満	2 0 年 以上 2 5 年 未満	2 5 年 以上	医師、 歯科医 又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上 1 0 年 未満	1 0 年 以上 1 5 年 未満	1 5 年 以上 2 0 年 未満	2 0 年 以上 2 5 年 未満	2 5 年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	〔略〕						学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	〔略〕					
学校薬 剤師の 補償基 礎額	〔略〕	$\frac{6,5}{32}$ 円	$\frac{7,9}{57}$ 円	$\frac{9,5}{85}$ 円	$\frac{10,}{771}$ 円	$\frac{11,}{936}$ 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	〔略〕	$\frac{6,5}{47}$ 円	$\frac{7,9}{71}$ 円	$\frac{9,6}{06}$ 円	$\frac{10,}{797}$ 円	$\frac{11,}{966}$ 円

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表（経験年数が５年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。